記

1　係属裁判所　岐阜地方裁判所
2　被告事件名　常習賭博
3　被告人氏名　小澤　弘和、砂川こずえ
4　公 判 期 日　平成24年４月10日（第１回）
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
　現金196万5000円（犯罪収益）
　岐阜地方検察庁平成24年領第214号
　符号54、55、105、107～110
6　没収の理由となるべき事実の要旨
　被告人両名は、氏名不詳者が岐阜市日ノ出町四丁目17番地サンワビル４階で経営するスロット店の従業員であるが、上記氏名不詳者、同店店長、同店従業員らと共謀の上、平成23年８月ころから平成24年２月11日までの間、常習として、同店において、賭客を相手方として、金銭を賭け､「スロットゲーム機」と称する回胴式遊技機50台を使用して、回転する回胴を回胴回転停止装置によって停止させ、そろった絵柄の組合せによって勝負を争う方法の賭博をしたものである。

第三者所有物の没収に関する公告

平成 24 年４月 12 日　岐阜地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

記

下記の物の所有者は、平成24年４月26日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

1　係属裁判所　岐阜地方裁判所
2　被告事件名　常習賭博
3　被告人氏名　西村　大介
4　公 判 期 日　平成24年４月11日（第１回）
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
　現金23万900円（犯罪収益）
　岐阜地方検察庁平成24年領第215号
　符号６、10、11－２
6　没収の理由となるべき事実の要旨
　被告人は、岐阜市加納水野町三丁目７番地所在のインターネットカジノ店「U．F．O.」の従業員であるが、氏名不詳者と共謀の上、常習として、平成23年12月ころから平成24年２月12日までの間、同店において、不特定多数の賭客を相手方として、同店設置のパーソナルコンピューターを使用し、金銭を賭けて、俗に「バカラ」と称する賭博をしたものである。

有権者申出方

元当局所属公証人大内庸右の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 24 年４月 12 日　　宇都宮地方法務局

特別支給手続開始決定公告

平成 24 年４月 12 日　　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成24年第１号
2　特別支給手続開始決定の年月日　平成24年４月12日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間　平成18年１月26日ころから平成20年４月10日ころまでの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
　猪口憲二が、業として金銭を貸し付け、
　ア　１日当たり0.08％（利息受領日が平成19年１月20日以降については、１日当たり0.3％）を超える割合による利息を受領した行為（平成18年法律第115号による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項、第２項違反、あるいは改正後の同法律第５条第３項違反、主な犯行態様につき後記４参照）
　イ　貸付に係る元金及び利息を合わせた金額を定め、これを分割して返済を受けていたものであるが、１日当たり0.3％（利息受領日が平成19年12月14日、平成20年２月26日、同年３月17日については、１日当たり0.08％）を超える割合による法定利息相当金額を受領し、もって高金利受領の禁止を免れる行為をした（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第８条第２項、第５条第３項違反、あるいは同法第８条第１項、第５条第２項違反、主な犯行態様につき後記４参照）
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している、猪口憲二が使用していた貸金業者の名称及び電話番号
　ヤマモト、あさひ、ツルヤ、ダイヤ、ホワイト、山口、ゆかり、080―5349―3164、080―3068―5405、090―8120―2409、090―8123―5189、090―6735―8836、080―6126―1181
⑵　利息等を受領した銀行口座
　三菱東京ＵＦＪ銀行谷町支店　牧田英美子（マキタエミコ）名義　口座番号3521381
　三井住友銀行江坂支店　牧田英美子（マキタエミコ）名義　口座番号1181540
　三菱東京ＵＦＪ銀行堂島支店　木村　憲二（キムラケンジ）名義　口座番号240603
　三井住友銀行京阪京橋支店　猪口　憲二（イノグチケンジ）名義　口座番号1225360
⑶　主な犯行態様
　○　ビラ記載の連絡先に電話をかけさせる。
　○　被告人が指定した場所で現金を手交、又は、被害者指定口座への振込みにより貸付が行われる。
　○　契約期間は７日間とするものが多いが、利息を支払うことにより期間を延長できる。
　○　元利金の支払いは、指定された口座への振込みによって行われる。
5　残余給付資金の額　金26万1,657円
6　特別支給申請期間　平成24年４月12日から同年６月11日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　第一審　大阪地方裁判所　　控訴審　大阪高等裁判所
⑵　裁判年月日　第一審　平成20年10月30日　控訴審　平成21年５月22日
⑶　確定年月日　平成21年６月６日
⑷　被告人氏名　猪口　憲二
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
　（事実の要旨）
　被告人は、平成19年８月29日から平成20年４月８日ころまでの間、39回にわたり、７名をして、前記３の犯罪行為に関する元本ないし利息の支払等として、被告人が管理する他人名義の預金口座に現金合計84万5,000円を振込送金させ、犯罪収益等の取得につき事実を仮装したものである。
　（罪　　名）
　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
　〒553―8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号
　大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06―4796―2200　内線3120

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２４年（家）第３００３５号

事務所東京都豊島区西池袋１丁目17番10号エキニア池袋６階　城北法律事務所
申立人　弁護士　小薗江博之

本籍山形県山形市大字下東山4099番地、最後の住所仙台市宮城野区幸町３丁目３番１－204号、死亡の場所仙台市青葉区、死亡年月日平成22年10月４日、出生の場所神奈川県川崎市沼田2113番地、出生年月日昭和13年11月23日、職業無職
被相続人　亡　海谷　正孝
催告期間満了日　平成24年10月31日
仙台家庭裁判所